

## 伊勢湾B C P協議会規約

### (名称)

第1条 本会は、「伊勢湾B C P協議会」（以下「協議会」という）と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、南海トラフの巨大地震等の大規模・広域災害に対して、伊勢湾内の広域連携により緊急物資輸送や港湾物流機能の早期回復を実現することを目的とした「伊勢湾港湾機能継続計画（伊勢湾B C P）」の策定に基づき、平常時から関係者間で密接な連携関係を構築するとともに、継続的な議論、訓練等を行うことにより、当該計画の実効性向上を図ることを目的とする。

### (構成)

第3条 協議会は別表1に掲げる伊勢湾に関する行政機関、民間企業、団体等の代表者（以下「構成員」という）で構成する。ただし、必要に応じて構成員以外の者を追加することができる。

### (検討事項)

第4条 協議会は第2条の目的を達成するために必要な検討を行う。

### (会長)

第5条 協議会に会長を設ける。

2. 会長は、国土交通省中部地方整備局港湾空港部長とする。
3. 会長は、協議会を統括する。

### (事務局)

第6条 協議会の事務局は、中部地方整備局港湾空港部に置く。

### (会議の開催)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集するものとする。

2. 会議には、構成員が指名した者を代理として会議に出席させることができる。
3. 会長は、必要に応じ協議会に構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

### (作業部会)

第8条 協議会の実務的な事項に対し、協議・調整を行うため、協議会に作業部会を置く。

2. 作業部会に作業部会長を設ける。
3. 作業部会長は、国土交通省中部地方整備局港湾空港部港湾企画官とし、作業部会を統括する。
4. 作業部会の構成員は、別表2によるものとし、各機関の実務に精通した者を出席させるものとする。ただし、必要に応じて別表2以外の関係者等を出席させることができる。

5. 作業部会の事務局は、中部地方整備局港湾空港部に置く。

(広域連携体制の設置)

第9条 大規模災害時（地震、津波、高潮、重大事故）は、発生後に「伊勢湾B C P 協議会 広域連携体制」を中部地方整備局港湾空港部内に設置し、別表3で掲げる行政機関の構成員により、情報共有、各種対応に向けた調整を行うものとする。

(規約の改廃)

第10条 この規約は必要に応じて改正できるものとし、構成員の承認をもって適用される。

(その他)

第11条 この規約に定めない必要な事項については、協議会の決定による。

附則 この規約は、平成28年2月5日から施行する。

平成29年3月9日から改正施行する。

平成31年2月21日から改正施行する。

令和2年2月21日から改正施行する。

令和2年7月28日から改正施行する。

令和4年6月23日から改正施行する。

令和5年7月5日から改正施行する。

別表 1

## 伊勢湾B C P協議会 構成員

行政機関、民間企業、団体等の名称	役職
○国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部	港湾空港部長
一般社団法人 中部経済連合会	社会基盤部長
東海商工会議所連合会	企画部長
一般社団法人 愛知県トラック協会	常務理事
一般社団法人 三重県トラック協会	専務理事
東海港運協会	専務理事
伊勢湾三河湾タグ協会	会長
東海内航海運組合	専務理事
中部沿海海運組合	理事長
全国内航タンカー海運組合東海支部	支部長
外国船舶協会	専務理事
名古屋海運協会	会長
東海北陸旅客船協会	会長
公益社団法人 伊勢湾海難防止協会	専務理事
伊勢三河湾水先区水先人会	会長
日本貨物鉄道株式会社 東海支社	総務部長
名古屋臨海鉄道株式会社 総務部	総務部長
名古屋臨海高速鉄道株式会社	常務取締役総務部長
衣浦臨海鉄道株式会社 業務部	取締役業務部長
石油連盟	流通業務部長
中部電力株式会社 総務・広報・地域共生本部	防災・危機管理グループ長
東邦ガス株式会社 生産計画部	生産計画第二グループマネージャー
一般社団法人 日本埋立浚渫協会 中部支部	支部長
中部港湾空港建設協会連合会	理事
一般社団法人 日本海上起重技術協会 中部支部	副支部長
全国浚渫業協会 東海支部	支部長
一般社団法人 港湾空港技術コンサルタント協会	理事
一般社団法人 日本潜水協会 中部支部	支部長
一般財団法人 港湾空港総合技術センター 中部支部	支部長
一般社団法人 海洋調査協会	理事(中部地区担当)
愛知県	都市・交通局長
三重県	県土整備部長
名古屋港管理組合	危機管理監
四日市港管理組合	経営企画部理事
法務省 出入国在留管理庁 名古屋出入国在留管理局	総務課長
財務省 名古屋税關	総務部長
厚生労働省 名古屋検疫所	次長
農林水産省 名古屋植物防疫所	統括植物検疫官 (総括及び本船貨物担当)
農林水産省 動物検疫所 中部空港支所	次長

防衛省 陸上自衛隊 第10師団 司令部	第4部長
防衛省 海上自衛隊 横須賀地方総監部 防衛部	第3幕僚室長
国土交通省 中部運輸局 交通政策部	交通政策部長
国土交通省 中部運輸局 海事振興部	海事振興部長
海上保安庁 第四管区海上保安本部 警備救難部	警備救難部長
海上保安庁 第四管区海上保安本部 海洋情報部	海洋情報部長
海上保安庁 第四管区海上保安本部 交通部	交通部長
国土交通省 中部地方整備局 防災室	総括防災調整官
国土交通省 中部地方整備局 河川部 水災害対策センター	河川情報管理官
国土交通省 中部地方整備局 道路部 道路管理課	道路情報管理官
国土交通省 中部地方整備局 名古屋港湾事務所	事務所長
国土交通省 中部地方整備局 三河港湾事務所	事務所長
国土交通省 中部地方整備局 四日市港湾事務所	事務所長
国土交通省 中部地方整備局 名古屋港湾空港技術調査事務所	事務所長
国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部【事務局】	港湾空港企画官
	事業継続計画官
	港湾空港防災・危機管理課長

○：会長

#### アドバイザー

行政機関、民間企業、団体等の名称	役職
京都大学経営管理大学院	客員教授
名古屋大学 減災連携研究センター	教授

#### オブザーバー

行政機関、民間企業、団体等の名称	役職
出光興産株式会社 愛知事業所	安全環境室長
コスモ石油株式会社 四日市製油所	安全推進課長
環境省 中部地方環境事務所	資源循環課長
経済産業省 中部経済産業局 総務企画部	総務課長

別表 2

## 伊勢湾B C P協議会 作業部会 構成員

行政機関、民間企業、団体等の名称	役職
○国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部	港湾空港企画官
一般社団法人 日本埋立浚渫協会 中部支部	事務局長
中部港湾空港建設協会連合会	事務局長
一般社団法人 日本海上起重技術協会 中部支部	技術委員
全国浚渫業協会 東海支部	事務局長
一般社団法人 港湾 <b>空港</b> 技術コンサルタント協会	中部担当地方幹事
一般社団法人 日本潜水協会 中部支部	部長
一般財団法人 港湾空港総合技術センター 中部支部	調査役
一般社団法人 海洋調査協会	中部涉外委員
愛知県 都市・交通局 港湾課	課長
三重県 県土整備部 港湾・海岸課	課長
名古屋港管理組合 総務部 危機管理課	課長
四日市港管理組合 経営企画部 防災営繕課	課長
国土交通省 中部運輸局 交通政策部 環境・物流課	課長
国土交通省 中部運輸局 海事振興部 貨物・港運課	課長
海上保安庁 第四管区海上保安本部 警備救難部 環境防災課	課長
海上保安庁 第四管区海上保安本部 海洋情報部 監理課	課長
海上保安庁 第四管区海上保安本部 交通部 航行安全課	課長
国土交通省 中部地方整備局 防災室	室長
国土交通省 中部地方整備局 河川部 水災害対策センター	センター長
国土交通省 中部地方整備局 道路部 道路管理課	課長
国土交通省 中部地方整備局 名古屋港湾事務所	副所長
国土交通省 中部地方整備局 三河港湾事務所	副所長
国土交通省 中部地方整備局 四日市港湾事務所	副所長
国土交通省 中部地方整備局 名古屋港湾空港技術調査事務所	副所長
国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部【事務局】	事業継続計画官
	港湾空港防災・危機管理課長

○：作業部会長

別表 3

## 伊勢湾B C P協議会 広域連携体制 構成員

行政機関・民間企業・団体等の名称	役職
国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部	港湾空港部長
国土交通省 中部運輸局 交通政策部	交通政策部長
海上保安庁 第四管区海上保安本部 交通部	交通部長
愛知県	都市・交通局長
三重県	県土整備部長
名古屋港管理組合	危機管理監
四日市港管理組合	経営企画部理事